

## 岩倉市民プラザの利用予約に係る特別申請に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市民プラザの管理及び運営に関する規則（平成22年岩倉市規則第2号。以下「規則」という。）第8条第1項ただし書の規定に基づく岩倉市民プラザ（以下「プラザ」という。）の会議室及び多目的ホールの利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (利用許可の特別申請)

第2条 プラザの会議室及び多目的ホールの利用の許可を受けようとする者で、特別の理由を有する場合は、規則第8条第1項に定める岩倉市民プラザ利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を利用しようとする日の属する月の6月前の初日に市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請（以下「特別申請」という。）をする場合は、許可申請書に加え理由書（別記様式）を提出しなければならない。

3 特別申請をすることができる者は、規則第5条第1項に定める登録団体等とする。

4 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、規則第8条第2項の規定の例により、処理するものとする。

### (雑則)

第3条 この要領に定めるもののほか、この要領に基づく申請に関する事項は規則に準ずるものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

理由書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所  
団 体 名  
氏 名  
電話番号

次の理由等により、特別申請として取り扱ってください。

特別申請する理由	
当該事業実施に至るまでのスケジュール	
団体の事業実績	